**厚木市公共下水道使用料条例等一部改正の骨子**

**～生活保護者等に係る減免制度の見直し～**

１　条例改正の趣旨

　　生活保護法の対象者や中国残留邦人等は、現在、下水道使用料が免除となっていますが、これらに関する免除を廃止し、災害により被災した方のうち減免が必要であると市長が認めた方及び特別の事由があると市長が認めた方のみを減免対象とします。

２　減免廃止の対象

1. 生活保護法の規定による保護を受けている方
2. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている方

３　減免廃止の背景

生活保護の制度では、生活扶助費の第2類費で「光熱水費が含まれている」とされ、

全国的に減免廃止の方向にあります。

* + 神奈川県営水道では平成27年4月から減免が廃止されています。
	+ 県内19市中13市では下水道使用料は減免の対象となっていません。
	+ 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」において、生活保護法に準じて支援することとなっているため、同様の対応とします。

４　施行期日　　令和２年４月１日（予定）

　参　考

【下水道使用料条例】

 (減免)

第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、使用料を減免する。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者

(2)　災害その他特別の事由がある者

　★主な変更点　第１２条第１号を削除します

【下水道使用料条例施行規則】

 (減免)

第9条　条例第12条第1号に規定する者の使用料は、免除する。

2　条例第12条第2号に規定する者に係る使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　災害により被災した者のうち減免が必要であると市長が認めた者　市長が必要と認めた期間について免除又は一部減額

(2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者　免除

(3)　その他減免を必要とする特別の事由があると市長が認めた者　市長が必要と認めた期間について免除又は一部減額

3　第1項及び第2項第2号に規定する者に係る使用料の減免は、当該事由に該当することとなった日の属する使用期間後の使用期間から、当該事由に該当しなくなった日の属する使用期間まで行う。

（以下略）

　★主な変更点　第９条第２項第２号を削除します

　県内各市における生活保護受給者に対する減免制度実施状況（平成31年4月1日現在）

